



鳥取県公報

令和3年9月2日（木）
号外第83号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則（41）（会計指導課）・・・ 3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

1 規則の制定理由

鳥取県収入証紙の廃止に伴い、鳥取県収入証紙規則を廃止するとともに、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県収入証紙規則は、廃止する。
- (2) 鳥取県収入証紙の廃止に伴い、次の規則について所要の規定の整備を行う。
 - ア 鳥取県税条例施行規則
 - イ 鳥取県会計規則
 - ウ 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
 - エ 鳥取県証明書等交付事務規則
 - オ 鳥取県会計管理局組織規則
 - カ 鳥取県会計管理局等事務決裁規則
- (3) 鳥取県規則の様式の規定中収入証紙を貼り付けるべき箇所を示す欄を削る。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県収入証紙規則の廃止)

第1条 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)は、廃止する。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、<u>第1号又は第3号に掲げる徴収金</u>にあつてはそれぞれ<u>第1号又は第3号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)</u>により納付し、<u>第2号又は第4号に掲げる徴収金</u>にあつてはそれぞれ<u>第2号又は第4号に定める書類の提出の際に納付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>個人の事業税、不動産取得税及び県税の延滞金</u> 第1号様式</p> <p>(2) <u>自動車税の環境性能割(条例第137条の11第1項に規定する方法により納付する場合に限る。)</u>及び<u>種別割(条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合に限る。)</u> <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)</u>第16号の43様式</p> <p>(3) <u>自動車税の種別割(条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合を除く。)</u> 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7</p> <p>(4) <u>狩猟税(条例第210条第1項に規定する方法により納付する場合に限る。)</u> <u>条例第211条第1項に規定する知事が定める関係書類</u></p> <p>(県税の収納の事務を委託することができる基準)</p> <p>第4条の3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。第14条の2第1項において「施行令」という。)第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p>	<p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、それぞれ当該各号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付するものとする。</p> <p>(1) <u>個人の事業税及び不動産取得税</u> 第1号様式</p> <p>(2) <u>自動車税の種別割</u> 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7</p> <p>(県税の収納の事務を委託することができる基準)</p> <p>第4条の3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。第14条の2第1項において「施行令」という。)第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を<u>受託し、又はこれらに類するものの収納に関する事務を処理した実績があること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(法人の事業税及び特別法人事業税の申告納付期限の承認)</p> <p>第37条 所長は、<u>総務省令第4条の4</u>の規定による申請書を受理したときは、その適否を調査の上承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第55号様式による通知書で通知しなければならない。</p> <p>(納税済印)</p> <p>第50条 条例第137条の11第2項及び第143条第2項に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式のとおりとする。</p> <p>(納税済印)</p> <p>第58条の2 条例第211条第2項に規定する規則で定める納税済印は、第71号様式の2のとおりとする。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を<u>受託した実績があること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(法人の事業税及び特別法人事業税の申告納付期限の承認)</p> <p>第37条 所長は、<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第4条の4</u>の規定による申請書を受理したときは、その適否を調査の上承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第55号様式による通知書で通知しなければならない。</p> <p>(納税済印)</p> <p>第50条 条例第137条の11第1項及び第143条に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式のとおりとする。</p> <p>(納税済印)</p> <p>第58条の2 条例第211条第3項に規定する規則で定める納税済印は、第71号様式の2のとおりとする。</p>
--	---

(鳥取県会計規則の一部改正)

第3条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(歳入の事後調定)</p> <p>第11条 知事又は出納機関の長は、歳入の徴収前に前条の規定による調査及び徴収の決定(以下「調定」という。)をしない次に掲げるものに係る歳入金の納入があったときは、統轄店からの領収済の通知により直ちに調定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 入場券の類の発売に係る収入</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知)</p> <p>第15条 知事又は出納機関の長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる収入については口頭、掲示その他の適宜の方法によって納入の通知をすることができる。</p> <p>(1) 入場券の類の発売に係る収入</p>	<p>(歳入の事後調定)</p> <p>第11条 知事又は出納機関の長は、歳入の徴収前に前条の規定による調査及び徴収の決定(以下「調定」という。)をしない次に掲げるものに係る歳入金の納入があったときは、統轄店からの領収済の通知により直ちに調定をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>収入証紙及び入場券の類の発売に係る収入</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(口頭、掲示その他の方法による納入の通知)</p> <p>第15条 知事又は出納機関の長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる収入については口頭、掲示その他の適宜の方法によって納入の通知をすることができる。</p> <p>(1) <u>収入証紙及び入場券の類の発売に係る収入</u></p>

(2)～(4) 略 2・3 略	(2)～(4) 略 2・3 略
--------------------	--------------------

第4条 鳥取県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第2号その2の次に次の1様式を加える。

その 3

52

領収済通知書

加入者名	口座番号		金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	
納入期限	会計		納付番号	

納付書

加入者名	口座番号	納付書番号	金額	円
納入者氏名	納入期限	所 属 名	納入期間	
個人システム区分	構 要	上記のとおり納付します。		
収納代行業者 CNS		領収日付印		

金融機関又はコンビニ店舗保管

領収証書

加入者名	口座番号	納付書番号	金額	円
納入者氏名	納入期限	所 属 名	納入期間	
個人システム区分	構 要	上記の金額を領収しました。		
収納代行業者 CNS	領収日付印			

収入印紙不要 (納付者保留)

納付済証

納番	付書号	金額	円
所 属 名	構 要		

領収日付印

納付者保留

納入者氏名	領収日付印
所 属 名	構 要
個人システム区分	個人システム区分
収納代行業者 CNS	収納代行 CNS

(ご注意)
 バーコードがないもの、
 や金額訂正したもの、
 バーコードの顔取がで
 きないものはコンビニ
 エンスタアでは納付
 できません。

鳥取県又はコンビニ本部保管
 取りまとめ店
 〒730-8794
 ゆうちよ銀行 広島貯金事務センター

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 ※ATM除取不可

(鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条、第5条関係）

年 月 日	
許可証等再交付申請書 許可証等亡失届出書	
職 氏 名 様	
ふりがな 氏 名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	
生 年 月 日	年 月 日 生
住 所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)	郵便番号 電話番号
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項（同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）・第15条第7項・第19条第6項・第21条第2項において準用する第19条第6項・第24条第6項・第35条第8項・第38条の2第7項・第46条第2項・第61条第5項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の2第7項・第19条の9第3項の規定による再交付を受けたいので、下記により申請します。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項・第14項・第11条の2第10項・第13条の9第7項・第15条第7項・第19条の9第5項・第20条第6項・第24条第6項・第42条第6項・第46条の2第6項・第50条・第65条第10項の規定により届け出ます。	
種 類	<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 従事者証（鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等） <input type="checkbox"/> 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認） <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 登録票（飼養登録） <input type="checkbox"/> 販売許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免状（種類： 免許） <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 認定証（鳥獣捕獲等事業） <input type="checkbox"/> 従事者証（指定管理鳥獣捕獲等事業） <input type="checkbox"/> 許可証（麻醉銃猟）
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡 失 年 月 日	年 月 日
再交付又は亡失等の理由	

注1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

2 再交付申請の場合は、許可証等の種類ごとにそれぞれ申請書を提出すること。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号(第15条関係)

(表)

※整理番号								
狩 猟 免 許 申 請 書								
職 氏 名 様		年 月 日						
ふりがな								
氏 名								
生 年 月 日	年 月 日 生							
住 所	郵便番号							
	電話番号							
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。								
記								
(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)								
□網猟免許		□わな猟免許						
□第1種銃猟免許	1 ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号					
	2 散弾銃							
	3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)							
□第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日	年 月 日					
(2) 受験を希望する会場名と年月日								
会場名		年 月 日	年 月 日					
(3) 他の狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日(他の狩猟免許を受けている場合に限る。)並びに同一登録年度における他の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書の提出の有無								
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日	他の免許の申請又は更新申請の有無 有・無
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日	他の免許の申請又は更新申請の有無 有・無

(裏)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。）		
罰金以上の刑に処せられたことの有無		1. 有 2. 無
年 月 日	処 分 の 内 容	
(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無（ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び免許を取り消した都道府県知事名を記載すること。）		
免許を取り消されたことの有無		1. 有 2. 無
年 月 日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
		知事
注1 ※印欄は、記載しないこと。 2 申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の事務等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理する。また、有害鳥獣捕獲等に係る市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがある。 添付書類 1 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書（当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（同条第1号に係るものに限る。）を現に受けていない場合に限る。） 2 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し 3 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚 4 申請手数料を納付したことを証する書面		

様式第14号を次のように改める。

様式第14号(第17条関係)

(表)

※整理番号						
狩 猟 免 許 更 新 申 請 書						
職 氏 名	様					年 月 日
ふりがな						
氏 名						
生 年 月 日					年 月 日	生
住 所	郵便番号					
	電話番号					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定による狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、下記により申請します。						
記						
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)						
□網猟免許			□わな猟免許			
□第1種 銃猟免許	1	ライフル銃	銃銃・空 気銃所持 許可証番 号	号	交 付 年 月 日	年 月 日
	2	散 弾 銃				
	3	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
□第2種 銃猟免許		空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃銃・空 気銃所持 許可証番 号	号	交 付 年 月 日	年 月 日
(2) 更新を受けようとする狩猟免許(免許の種類欄の□にレ印を付す。)						
免 許 の 種 類	狩猟免許を与えた 都道府県知事名		狩猟免状番号		狩猟免状交付年月日	
□網猟免許	知事		号		年 月 日	
□わな猟免許	知事		号		年 月 日	
□第1種銃猟免許	知事		号		年 月 日	
□第2種銃猟免許	知事		号		年 月 日	

(裏)

(3) 同一登録年度において他の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日							
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日
他の免許の種類		都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年 月 日
(4) 鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付す。）							
適性の確認				□			
注 1 ※印欄は、記載しないこと。 2 申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理する。また、有害鳥獣捕獲等に係る市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがある。							
添付書類 1 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書（当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（同条第1号に係るものに限る。）を現に受けていない場合に限る。） 2 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し 3 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚 4 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適正試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書（様式第14号の2） 5 申請手数料を納付したことを証する書面							

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号（第18条関係）

（表）

※整理番号	※登録番号	
	※狩猟免許	
	※損害の賠償	
	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
	※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別	
	※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	
狩 猟 者 登 録 申 請 書		写 真
鳥取県知事 平井 伸治 様		
		年 月 日
ふりがな		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生	
住 所	郵便番号	
		電話番号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免許の番号、交付年月日及び所持する免許の種類（□にレ印を付す。）		
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	網	都 道 府 県 知 事 名
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	わな	
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	
		知 事
		交付年月日
		年 月 日
		狩猟免許の番号
		所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許
(2) 狩猟をする場所		
1 県下全域		2 放鳥獣猟区の区域のみ
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付する。）		
<input type="checkbox"/> 第7号（許可捕獲等をした者）に該当		<input type="checkbox"/> 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当
<input type="checkbox"/> 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当		<input type="checkbox"/> いずれにも該当しない
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（□にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。）		
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村		<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない。

(裏)

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。）																				
免許の効力の停止の有無		停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで																
(6) 猟銃又は空気銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする場合）																				
第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交付年月日	年 月 日															
	散弾銃																			
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)																			
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交付年月日	年 月 日															
(7) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に関する要件に関する事項																				
共済事業の被共済者である場合	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被共済期間																
損害保険契約の被保険者である場合	保険会社名	対 象 損 害	保 険 金 額	被保険期間																
資産保有がある場合	内容																			
(8) 職 業																				
<table border="0"> <tr> <td>1 専門的・技術的職業従事者</td> <td>2 管理的職業従事者</td> <td>3 事務従事者</td> </tr> <tr> <td>4 販売従事者</td> <td>5 農林業作業者</td> <td>6 漁業作業者</td> </tr> <tr> <td>7 採鉱・採石作業者</td> <td>8 運輸・通信従事者</td> <td>9 技能工・生産工程作業者</td> </tr> <tr> <td>10 単純労働者</td> <td>11 保安職業従事者</td> <td>12 サービス職業従事者</td> </tr> <tr> <td>13 分類不能の職業</td> <td>14 無職</td> <td></td> </tr> </table>						1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者	4 販売従事者	5 農林業作業者	6 漁業作業者	7 採鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者	10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無職	
1 専門的・技術的職業従事者	2 管理的職業従事者	3 事務従事者																		
4 販売従事者	5 農林業作業者	6 漁業作業者																		
7 採鉱・採石作業者	8 運輸・通信従事者	9 技能工・生産工程作業者																		
10 単純労働者	11 保安職業従事者	12 サービス職業従事者																		
13 分類不能の職業	14 無職																			
<p>注1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（(1)の「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。</p> <p>2 (2)は、該当番号を○で囲むこと。</p> <p>3 (8)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を○で囲むこと。</p> <p>4 ※印欄は、記載しないこと。</p> <p>5 申請者の個人情報、狩猟に係る行政事務の手續等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理する。また、有害鳥獣捕獲等に係る市町村での行政事務のため市町村に申請者の個人情報を提供することがある。</p>																				
<p>添付書類</p> <p>1 (7)の要件を申請者が備えていることを証する書面</p> <p>2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚</p> <p>3 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、市町村長がそのことを証する書面</p> <p>4 申請手数料を納付したことを証する書面</p>																				

様式第16号（第19条関係）

（表）

		※登録番号		
		※狩猟免許		
		※損害の賠償		
※整理番号		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		
変 更 登 録 申 請 書				写 真
職 氏 名 様			年 月 日	
ふりがな 氏 名				
職 業				
生年月日	年 月 日 生			
住 所	郵便番号			
	電話番号			
変更しようとする狩猟者登録証の番号		号		
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日		
下記のとおり変更登録を受けたいので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 <p style="text-align: center;">記</p> (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免許の番号、交付年月日及び所持する免許の種類（□にレ印を付す。）				
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	網	都 道 府 県 知 事 名	知 事	交付年月日
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	わな			年 月 日
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	1 ライフル銃 2 散弾銃 3 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			狩猟免許の番号
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			所持する免許の種類 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許
(2) 変更をしようとする場所（変更がある場合のみ記入）				
1 県下全域		2 放鳥獣猟区の区域のみ		
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。）				
免許の効力の停止の有無		停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏)

(4) 猟銃又は空気銃の所持に係る許可証の番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に係る登録を受けようとする場合)						
第1種銃 猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番 号	第	号	交 付 年 月 日	年 月 日
	散 弾 銃					
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを 含む。)					
第2種銃 猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを 含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番 号	第	号	交 付 年 月 日	年 月 日
<p>注1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること((1)の「第2種銃猟免許に係る登録」の口にレ印を付す。)</p> <p>2 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。</p> <p>3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。</p> <p>4 ※印欄は、記載しないこと。</p> <p>添付書類 申請手数料を納付したことを証する書面</p>						

(鳥取県証明書等交付事務規則の一部改正)

第6条 鳥取県証明書等交付事務規則(平成19年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が県の機関に対し証明書等交付事務を求め る場合において、 <u>法令又は条例若しくは規則の規定</u> <u>により当該証明書等交付事務に係る手数料を納付す</u> <u>ることとされているときは、申請者は、鳥取県会計</u> <u>規則(昭和39年鳥取県規則第11号)その他の規則の</u> <u>定めるところにより、当該証明書等交付事務に係る</u> <u>手数料を納付するものとする。</u>	(申請) 第2条 略 2 略 3 申請者が県の機関に対し証明書等交付事務を求め る場合において、 <u>鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥</u> <u>取県規則第17号)の規定により当該証明書等交付事</u> <u>務に係る手数料を証紙により納付することとされて</u> <u>いるときは、申請者は、同規則の定めるところによ</u> <u>り、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付け</u> <u>て納付するものとする。</u>

(鳥取県会計管理局組織規則の一部改正)

第7条 鳥取県会計管理局組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各課の所掌事務) 第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 会計指導課 (1)～(9) 略 <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> 統括審査課 略 工事検査課 略	(各課の所掌事務) 第3条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 会計指導課 (1)～(9) 略 <u>(10) 収入証紙に関すること。</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> 統括審査課 略 工事検査課 略

(鳥取県会計管理局等事務決裁規則の一部改正)

第8条 鳥取県会計管理局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第1(第3条関係)						別表第1(第3条関係)							
1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限						1 工事検査以外の事務に係る事務処理権限							
所 属 名	事項		事務処理権限の区分			出 納 機	所 属 名	事項		事務処理権限の区分			出 納 機
	種 類	内容	知 事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者			種 類	内容	知 事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	

			会計 課長 管理 者	会計 課長 担 当 職 員	会計 課長 担 当 職 員	課長	出納 機 関 の 長	関 の 長 の 名 称				会計 課長 管理 者	会計 課長 担 当 職 員	会計 課長 担 当 職 員	課長	出納 機 関 の 長	関 の 長 の 名 称	
会 計 指 導 課	略	略																
	二 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) に 基 づ く 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務	5 同令第 168条第 7項の規 定による 指定代理 金融機関 若しくは 収納代理 金融機関 の指定又 はその取 消しにつ いての指 定金融機 関からの 意見の聴 取	○															
会 計 指 導 課	二 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) に 基 づ く 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務	5 同令第 168条第 7項の規 定による 指定代理 金融機関 若しくは 収納代理 金融機関 の指定又 はその取 消しにつ いての指 定金融機 関からの 意見の聴 取	○															
	三 鳥 取 県 収 入 証 紙 条 例 (昭 和 39 年 鳥 取 県 条 例 第 9 号) に 基 づ く 知 事 の 権 限 に 属 す	1 同条例 第5条第 3項の規 定による 証紙の小 売りさば き人の指 定	○															
		2 同条例 第7条第 1項ただ し書の規 定による 証紙の返 還に基づ く現金の 還付又は 他の証紙 との交換																

る事 務	の認定 (一) 現 金の還 付の認 定 (1) 一般 購入 者へ の還 付 ア 中部 総合 事務 所又 は西 部綜 合事 務所 にお いて 現金 還付 請求 書を受 理した も	○ 中部 総合 事務所 長、西 部綜 合事 務所 長
---------	---	---

	の イ ア 以 外 の も の (2) 小 売 り さ ば き 人 へ の 還 付 (二) 他 の 証 紙 と の 交 換 の 認 定				
三 略	略				
四 略	略				
五 略	略				
2 略	2 略				
別表第2 (第4条関係)					
四 略	略				
五 略	略				
六 略	略				
2 略	2 略				
別表第2 (第4条関係)					
所 属 名	事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分			
	種 類	内 容	会 計 管 理 者	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
				課 長	会 計 員
会 計 指 導 課	一 法に 基づく 会計管 理者の 権限に 属する	略 3 法第170 条第2項 第4号に 掲げる物 品(基金			
所 属 名	事 項	事 務 処 理 権 限 の 区 分			
	種 類	内 容	会 計 管 理 者	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
				課 長	会 計 員
会 計 指 導 課	一 法に 基づく 会計管 理者の 権限に 属する	略 3 法第170 条第2項 第4号に 掲げる物 品(基金			

事務	に属する 動産を含 む。)の出 納及び保 管(使用 中の物品 に係る保 管を除 く。)	○				事務	に属する 動産を含 む。)の出 納及び保 管(使用 中の物品 に係る保 管を除 く。)	○			
	(二) 略	(二) 略									
	略	略									
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

(鳥取県規則の証紙貼り付け欄の削除)

第9条 鳥取県規則の様式の規定中収入証紙を貼り付けるべき箇所を示す欄を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の廃止に伴う経過措置)

- 2 鳥取県収入証紙条例を廃止する条例(令和2年鳥取県条例第67号。以下「廃止条例」という。)附則第2項の規定により歳入を徴収する場合又は廃止条例附則第3項若しくは第4項の規定により還付を行う場合は、第7条の規定による改正前の鳥取県会計管理局組織規則第3条(会計指導課の項第10号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。
- 3 廃止条例附則第3項の規定により、証紙を保有する者がこれを知事に返還して還付を受けようとするときは、現金還付請求書兼領収証書(様式第1号)に証紙を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 廃止条例附則第4項の規定により、小売りさばき人が証紙を返還するときは、現金返還請求書(様式第2号)又は始動票札返還請求書(様式第3号)に証紙又は始動票札を添えて、知事に提出しなければならない。
- 5 廃止条例による廃止前の鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第5条第1項に規定する元売りさばき人は、この規則の施行の日前に廃止前の鳥取県収入証紙規則第10条第1項の規定により交付を受けた証紙又は始動票札のうち売りさばいていないものを遅滞なく知事に返還しなければならない。

様式第1号

現金還付請求書兼領収証書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

氏名 (法人・任意団体は名称及び代表者氏名)

電話番号

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例附則第3項の規定に基づき、下記のとおり未使用の鳥取県収入証紙を返還して現金の還付を請求します。

記

請求金額 円

【内訳】

種類	数量	券面額合計	手数料額※	差引現金
10,000円	枚	円	円	円
5,000円	枚	円	円	円
1,000円	枚	円	円	円
500円	枚	円	円	円
300円	枚	円	円	円
200円	枚	円	円	円
100円	枚	円	円	円
50円	枚	円	円	円
10円	枚	円	円	円
5円	枚	円	円	円
1円	枚	円	円	円
計	枚	円	円	円

※手数料額は券面額合計に3.3%を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を記載すること。

(例: 券面額合計300円の場合 300×3.3%=9.9のため、手数料額は9円)

【振込希望口座】

	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店・出張所・代理店 本所・支所
預金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

領 収 証 書

金 円也

上記の還付金額を受領しました。

年 月 日

氏 名

様式第2号

現金返還請求書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

氏名 (法人・任意団体は名称及び代表者氏名)

電話番号

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例附則第4項の規定に基づき、下記のとおり鳥取県収入証紙を添えて現金の支払を請求します。

記

請求金額 _____ 円

【内訳】

種類	数量	券面額合計	手数料額※	差引現金
10,000円	枚	円	円	円
5,000円	枚	円	円	円
1,000円	枚	円	円	円
500円	枚	円	円	円
300円	枚	円	円	円
200円	枚	円	円	円
100円	枚	円	円	円
50円	枚	円	円	円
10円	枚	円	円	円
5円	枚	円	円	円
1円	枚	円	円	円
計	枚	円	円	円

※手数料額は券面額合計に3.3%を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を記載すること。

(例:券面額合計300円の場合 300×3.3%=9.9のため、手数料額は9円)

【振込希望口座】

銀行・金庫		本店・支店・出張所・代理店					
農協・漁協		本所・支所					
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

様式第3号

始動票札返還請求書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所

氏名（法人・任意団体は名称及び代表者氏名）

電話番号

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例附則第4項の規定に基づき、下記のとおり始動票札を添えて現金の支払を請求します。

記

請求金額 _____ 円

【内訳】

始動票札	始動票札に記録されている金額	手数料額	差引現金
番号 No.	円	円	円
番号 No.	円	円	円
番号 No.	円	円	円
番号 No.	円	円	円
番号 No.	円	円	円
計	円	円	円

【振込希望口座】

銀行・金庫		本店・支店・出張所・代理店					
農協・漁協		本所・支所					
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							